

長崎県

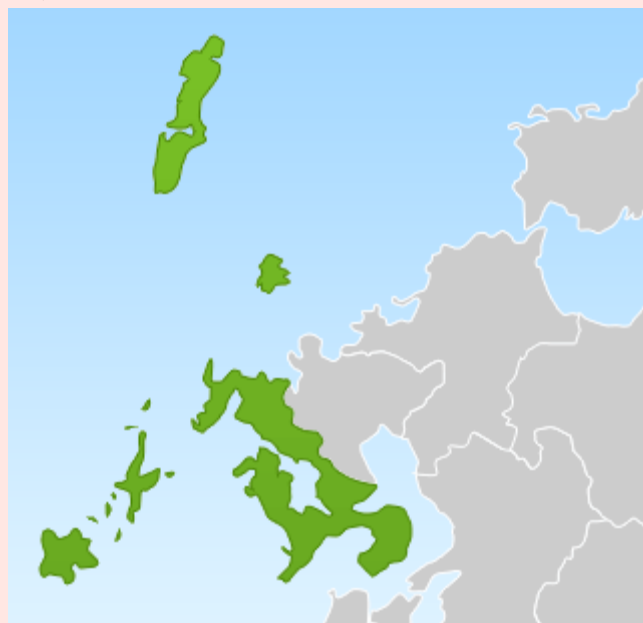
長崎県精神障害者 社会参加促進事業

長崎県では、保健所を中心に圏域毎の医療と福祉の連携体制構築に向けた取組みを行い、長崎こども・女性・障害者支援センター（精神保健福祉センター）において関係機関の人材育成やピアカウンセラーの養成・活用等に取り組んでいます。

県全体では、地域移行部会を平成26年に設置し、長期入院精神障害者の地域移行に向けた取組み等の検討を行っています。

1 県の基礎情報

長崎県



取組内容

【地域における医療と福祉の連携体制づくり】

- 各圏域における医療、福祉等との協議会開催
- 圏域コーディネーターの設置
- 病院学習会（ピアサポーターの活用）

【人材育成】

- 長崎こども・女性・障害者支援センターを中心に実施
- 圏域毎に官民協働した取組みが行えるような研修

基本情報

障害保健福祉圏域数（H29年6月末）	8カ所		
市町村数（H29年6月末）	21市町村		
人口（H27年10月1日）	1,377,187人		
精神科病院の数（H29年6月末）	37病院		
精神科病床数（H28年6月末）	7,842床		
入院精神障害者数 （H28年6月末）	3か月未満：1,077人（16%）		
	3か月以上1年未満：966人（14%）		
	1年以上：4,700人（70%）		
	うち65歳未満：1,734人		
	うち65歳以上：2,966人		
退院率（H28年6月末）	入院後3か月時点：55.9%		
	入院後6か月時点：78.5%		
	入院後1年時点：85.0%		
相談支援事業所数（H29年5月末）	基幹相談支援センター：9		
	一般相談事業所数：44		
	特定相談事業所数：135		
障害福祉サービスの利用状況 （H29年3月末）	地域移行支援サービス：16人		
	地域定着支援サービス：16人		
保健所（H29年6月末）	8カ所		
（自立支援）協議会の開催頻度 （H28年）	1回/年		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の有無と数	都道府県	有	1カ所
	障害保健福祉圏域	有	8カ所
	市町村	有	21カ所
精神保健福祉審議会（H29年3月末）	1回/年、委員数16人		

※H29年6月時点

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

精神障害者社会参加促進事業（平成28年度）

【長崎こども・女性・障害者支援センター】

- (1) 地域の医療・福祉・保健関係者等の人材育成
- (2) ピアサポートの養成、活用推進

【保健所】 (1) 精神障害者地域移行社会参加推進協議会

- (2) 圏域コーディネーターの設置
- (3) 病院学習会

【市町】 (1) 自立支援協議会開催（連携体制の構築）

- (2) 障害者に対する正しい理解

【医療(精神科病院)】 地域と連携した地域移行の取組み

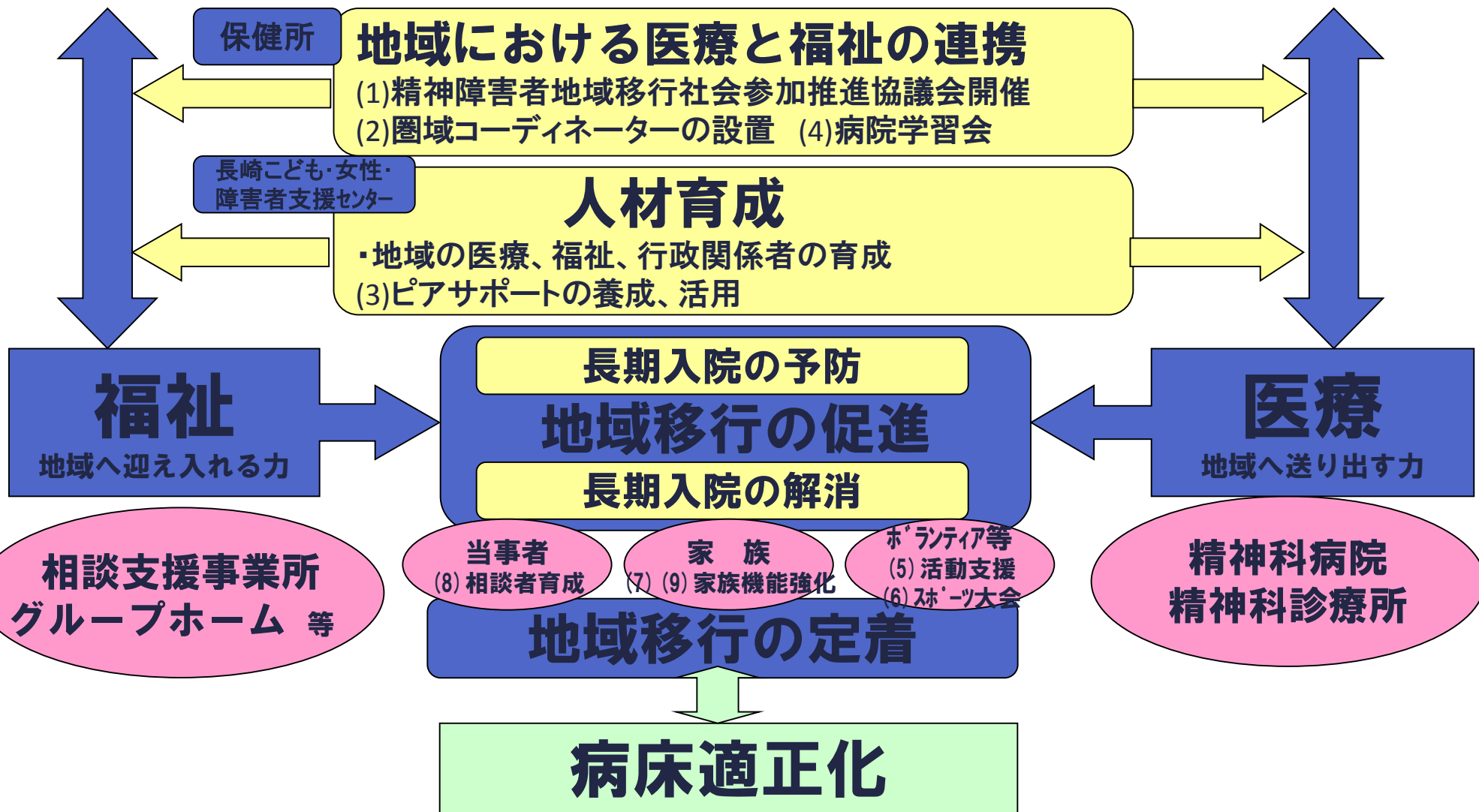
【福祉(相談支援事業所等)】 地域の精神障害者を支える取組み

【当事者会・家族会等】

- (1) 当事者力・家族力の強化（研修会開催等）
- (2) スポーツ大会等を通じた地域交流等

精神障害がある人が普通に暮らせる地域づくり (精神障害者社会参加促進事業)

医療と福祉の連携体制の強化を図る



3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域

関係機関の役割		
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	自立支援協議会
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行・定着の推進 関係機関への制度の周知、地域の受け皿について検討
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> 院内学習会等での個別給付制度の周知、生活する場である住居等の確保について、専門部会において関係機関と連携した対応を検討
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	地域精神保健医療福祉協議会
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> 社会的入院の解消状況の把握に関すること 社会的入院解消のための課題と解決方策に関すること ピアサポーターの活用について
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の方々と圏域の課題、取組みの現状等について情報共有をはかることができた
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	長崎県自立支援協議会地域移行部会
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> 県の地域移行・定着に向けた取組みに関する協議 県内の地域移行・定着推進の現状、課題、取組みの方向性について 各関係機関の役割について
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> 県の取組みに関する意見徴収 関係機関間でお互いの役割、現状、課題、取組み情况等について共有することができる

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- 「精神障害者退院促進事業」 (平成15～17年度)
 - ・ 県央地域でモデル事業実施 (地域生活支援センターラムへ委託)
- 「精神障害者地域移行支援特別対策事業」 (平成18～19年度)
 - ・ 県立保健所において実施
- 「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」 (平成20～26年度)
 - ・ 県立保健所に加え、保健所を有する長崎市・佐世保市へ委託し県全体で実施
 - ・ 地域体制コーディネーターを配置
 - ・ 長崎県自立支援協議会地域移行部会の設置 (平成25年度)
 - ・ ピアを活用した病院学習会実施、ピアサポート向上研修の開催 等

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- 「長崎県アウトリーチ推進事業」 (平成23～25年度)
 - ・ 県内2ヶ所の医療機関にて実施
- 「精神障害者社会参加促進事業」 (平成27年度～)
 - ・ 「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」及び「明るい暮らし促進事業」を一体化
 - ・ 人材育成は長崎こども・女性・障害者支援センターを中心に、地域の医療と福祉の連携体制構築は保健所を中心に取組む
 - ・ 官民協働の人材育成研修会議を開催し、圏域毎の地域移行・地域定着に向けた取組みの方向性を医療・福祉・行政関係者へ検討。平成28年度に開催する研修会において、取組み状況報告を行う。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

特徴(強み)

1. 県、精神医療圏域、市町単位で自立支援協議会等の医療、福祉、行政等関係機関ともに協議する場は設けられている。
2. 平成27～28年度に官民協働の人材育成研修会を開催し、保健所を中心に各圏域から医療、福祉、行政等がチームで参加し、取組みの方向性を共通認識することができた。
3. ピアサポーターの活用について、県地域移行部会において協議することができ、当事者力を活用した取組みの必要性を確認することができた。

課題

1. 市町自立支援協議会、圏域毎の協議会、県自立支援協議会は開催しているが、協議内容の、十分な情報共有が図られていない。
2. 圏域により取組み状況に差がある。
3. ピアサポーターの養成、活用が十分行われていないため、新たなサポーターの確保や活用の場を確保するため、普及啓発の強化が必要である。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた指標の推移

NO	指 標	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①	1年以上の精神科病院在院患者数(人) (各年6月30日現在)	4,789	4,713	4,700
②	各年度 地域移行支援利用者数(実人数)(人)	12	15	16
③	②のうち、退院した者の数(実人数)(人)	7	9	7
④	ピアサポーターの養成者数(実人数)(人)	13	24	25
⑤	④のうち、活動している者の数(実人数)(人)	0	12	14

【記入上の留意点】

- ③について ※利用年度の翌年度以降に退院した者については、利用年度に計上して下さい。
※退院後に再入院となった者については、退院した者(1人)として計上して下さい。
- ⑤について ※養成年度以降に、実際の活動を開始した者については、養成年度へ計上して下さい。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた平成29年度の取組スケジュール

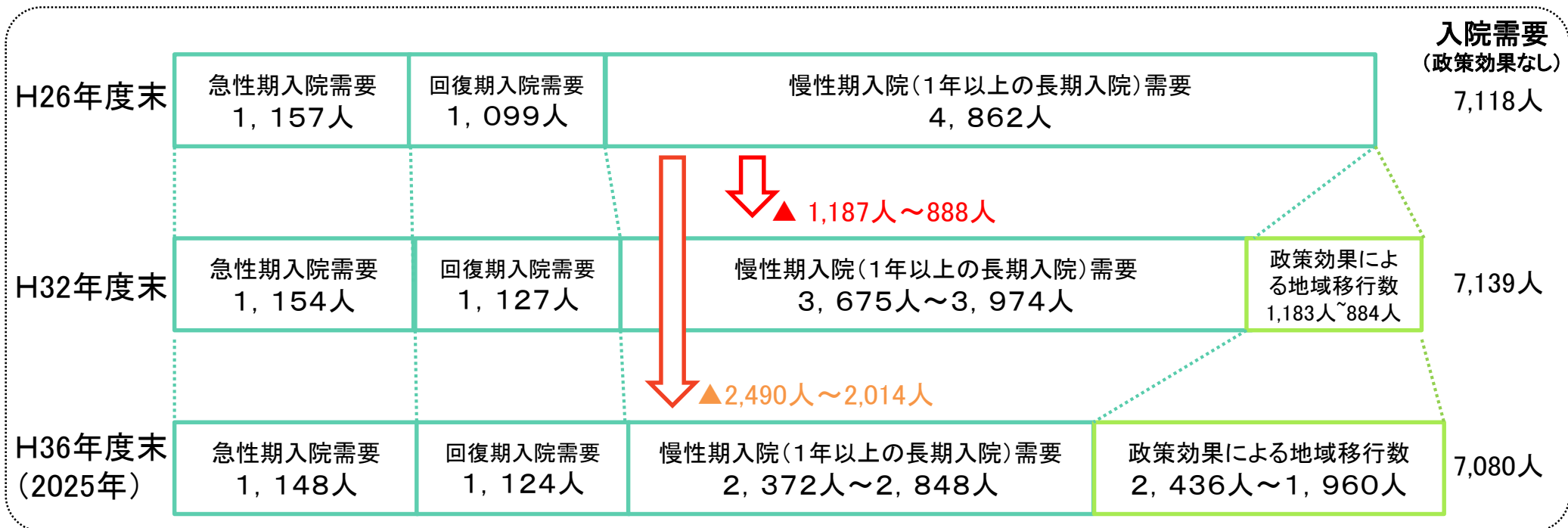
平成29年度の目標

1. 市町、圏域、県の協議会が連動した取組みを行うことができる。
2. 圏域間の情報交換の場を設け、圏域の取組み差の解消を図る。
3. ピアサポーターの活用促進を図る。

時期(月)	実施内容	担当
H29年7月	県立、中核市保健所、長崎こども・女性・障害者支援センター担当者会議の開催	障害福祉課
H29年7月	ピア育成のための研修会開催 (新たなピアサポーター登録者へ随時、オリエンテーションを行う)	長崎こども・女性・障害者支援センター
H29年10月	地域移行・地域定着支援研修会 (医療、福祉等関係者、市町自立支援協議会委員、保健所等を対象とした研修会)	長崎こども・女性・障害者支援センター
H30年2月	県自立支援協議会地域移行部会	障害福祉課

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定（長崎県）

- 政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」、③「認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の目標値を設定



平成36年度末(2025年)までの政策効果の見込みの内訳

政策	地域移行する長期入院患者数の見込み(政策効果)	人数
① 地域移行を促す基盤整備	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)以外(長期入院患者(認知症除く)の30~40%)	1,553人~1,170人
② 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)の25~30%	707人~669人
③ 認知症施策の推進	認知症による長期入院患者の13~19%	176人~121人
合計		2,436人~1,960人

合計 2,436人~1,960人